

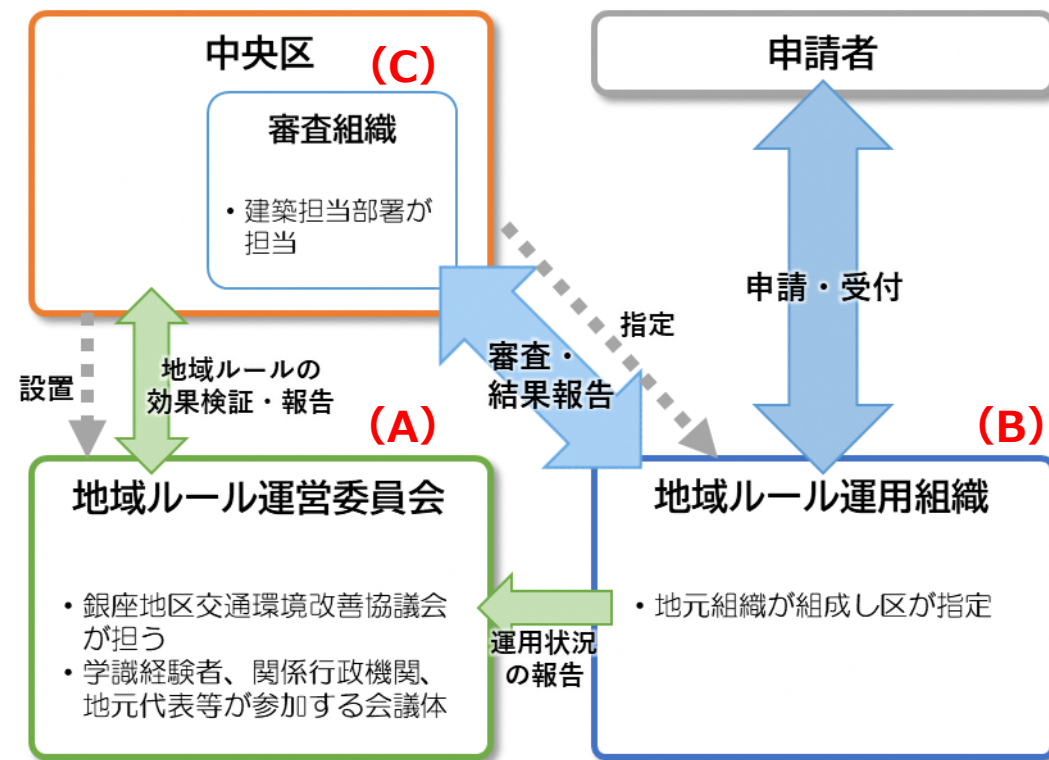
# 地域ルール運用体制の取りまとめ

本資料では、改正を予定している地域ルールにおける運用体制の取りまとめとして、「地域ルールの運用」と「地域で行う交通環境改善に資する取組」それぞれの観点から、これまでに議論や検討をした運用体制の枠組み・運用組織の構成について整理しています。

## 1-1 運用体制の枠組み（地域ルールの運用）

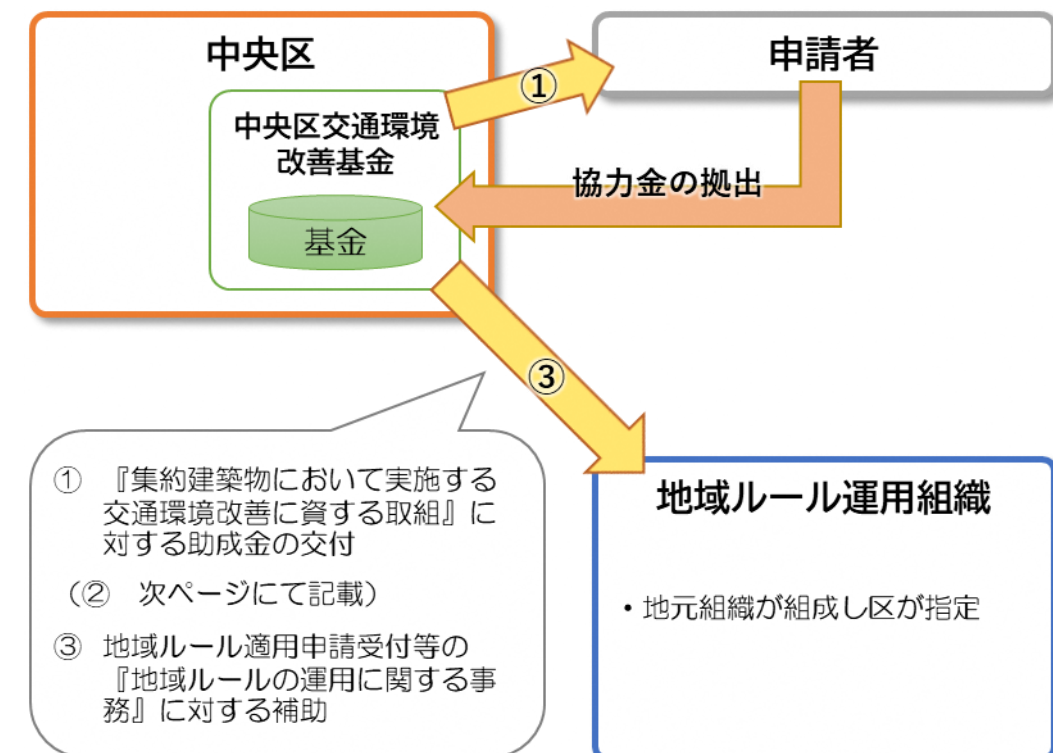
- 地域ルールの適用にかかる手続きや効果の検証については、図1に示す通り、運営委員会 (A)、運用組織 (B)、審査組織 (C) が連携して継続的に実施できる体制とします。

【図1 改正を予定している地域ルールの運用体制の枠組み】



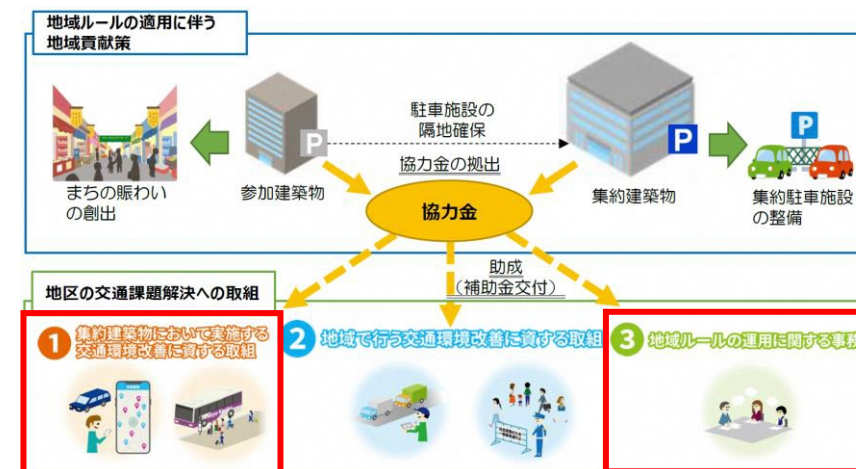
- 「地域ルールの適用に伴う地域貢献策」により拠出された協力金を活用し、図2の①に示す通り、「集約建築物において実施する交通環境改善に資する取組」を行う申請者に対する助成金の交付を行います。また、図2の③に示す通り、運用組織に対する補助を行います。

【図2 協力金を活用した助成制度のイメージ】



運用体制の枠組み	地域ルールの運用における主な役割
<b>A 地域ルール運営委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ルールの運用状況に関する検証</li> <li>• 地域ルールの効果に関する検証 等</li> </ul>
<b>B 運用組織</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ルールの周知や適用申請の受付をはじめとした運用事務</li> <li>• 隔地・集約の取組や、地区の交通課題解決への取組に関する協議 等</li> </ul>
<b>C 審査組織 (中央区建築担当部署)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ルールの要綱および運用基準に基づいた附置義務台数の適正化に関する審査 等</li> </ul>

【参考：協力金を活用した地区の交通課題解決への取組イメージ（資料3抜粋）】

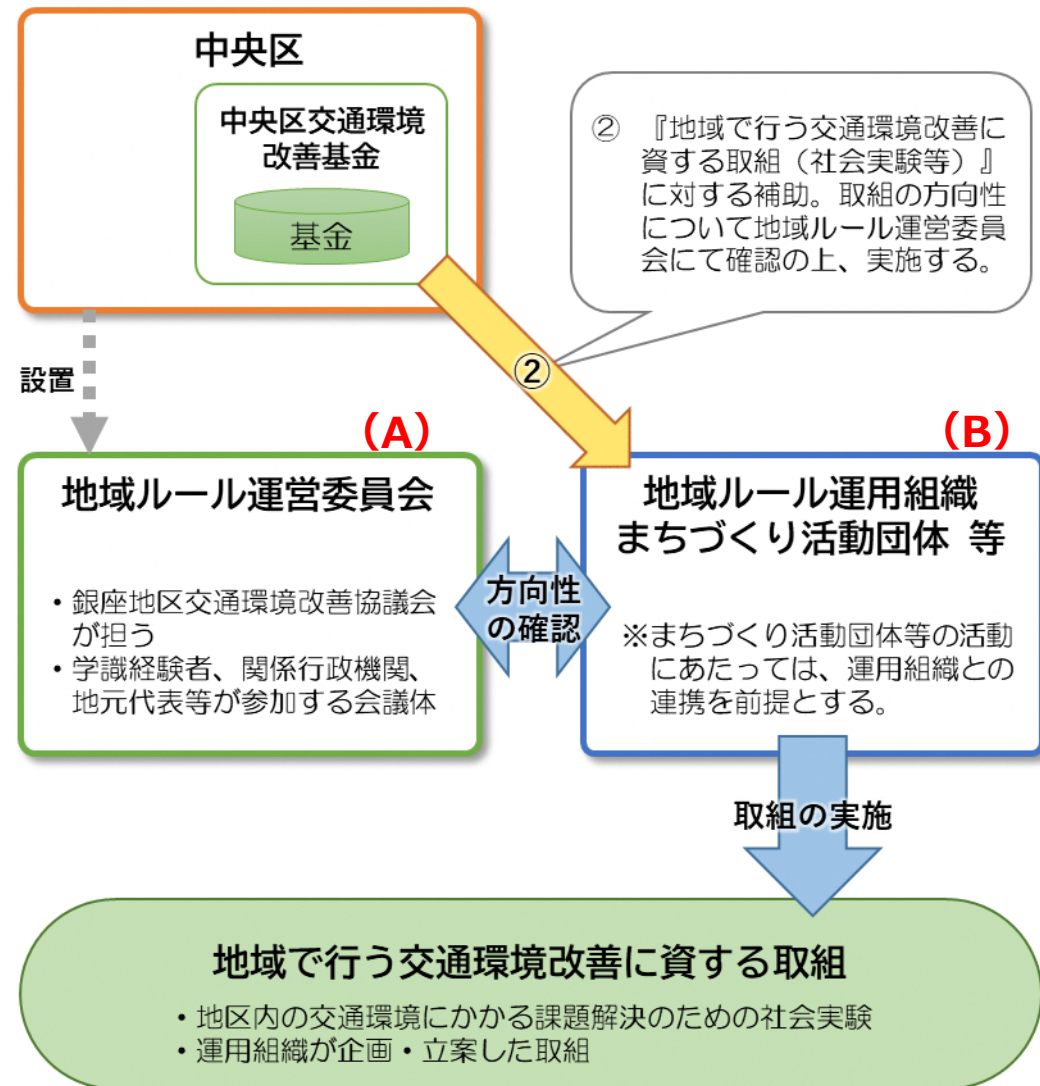


※地区の交通課題解決への取組イメージのうち、①、③が該当

## 1-2 運用体制の枠組み（地域で行う交通環境改善に資する取組の実施）

- 地域で行う交通環境改善に資する取組の実施については、運用組織等から提案される取組について運営委員会で方向性の確認をした上で、運用組織等が具体的な検討や取組を実施していく体制とします。区は、確認された方向性を踏まえ、基金を原資として運用組織等の取組を支援します。

【図3 改正を予定している地域ルール運用体制の枠組み】

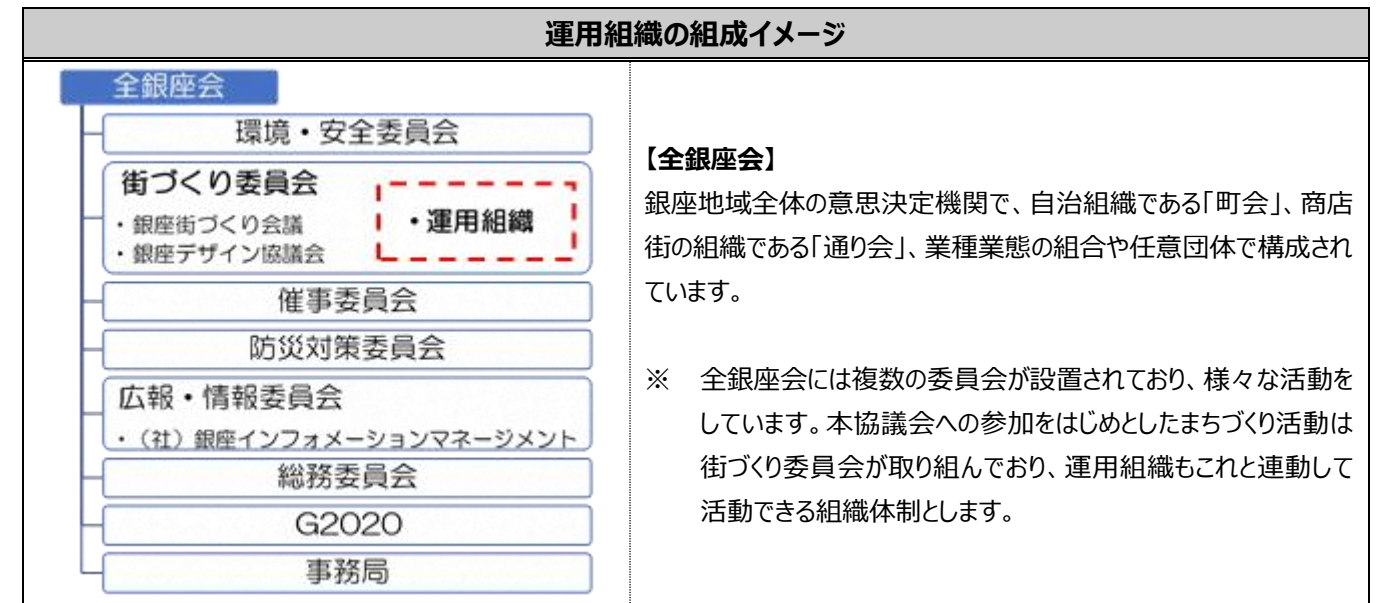


【参考：協力金を活用した地区の交通課題解決への取組イメージ（資料3抜粋）】



## 2 地域ルール運用組織のイメージ

- 銀座地区は各町会・通り会等が連なる組織（全銀座会）を有している地域であり、現組織と一体的に活動できるように、地域ルール運用組織は「全銀座会の一部署」として位置付ける方向で具体化していきます。
- また、銀座地区で開発を行う事業者は、法定手続を行う前に、建築計画の内容について行政や地元と協議する必要があり、「銀座デザイン協議会」が建築計画のデザインに関する協議を行っています。今後運用組織が担う地域ルールに関する協議と時期が重なるため、連動した協議となるよう、調整を図ります。



【参考】銀座地区で開発事業を行う場合の主な手続の流れ（地域ルール改正後）

